

(案)

要 望 書

東インター大通り景観形成協議会

平成28年2月〇〇日
(2016年)

石川県知事
谷本 正憲 様

東インター大通り景観形成協議会
会長 東 良勝

東インター大通りの沿道景観向上に関する要望

当協議会は、東インター大通り（東山交差点から金腐川田中橋まで）の沿道の景観向上を図るべく、沿道関係者による組織として平成23年度から自主的な活動を続けております。

この間、石川県におかれましては、道路管理者として多大のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また当該路線は、平成25年4月には「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」に基づき、独自の景観形成基準を定めた沿道景観形成区域に指定され、当協議会としましても金沢の玄関口にふさわしい魅力ある沿道景観の形成に向け、さらなる積極的な取り組みを展開していくこととしております。

北陸新幹線の開業を1年後に控え、官民協働によるさらなる美しい沿道景観の形成にむけ、これまでにも増して深いご理解及びご協力をいただきたく、下記の事項について要望いたします。

記

1 沿道植栽の景観向上

- ・浅野本町交差点から乙丸町交差点までの歩道植樹帯について、生育の悪い植栽が多く見受けられるため、金沢の玄関口にふさわしい緑化空間となるよう、計画的な低木の植栽をお願いいたします。

2 道路や街路樹等の適切な維持管理

- ・金沢市との連携のもと、街路樹や低木植栽の定期的なせん定をお願いいたします。
- ・低木植栽の生育状況が悪い部分における計画的な補植をお願いいたします。
- ・道路の雨水排水管及び集水桝の定期的な清掃をお願いいたします。

3 協議会活動に対する支援

- ・協議会が実施する一斉清掃におけるごみ回収など、これまでと変わらぬご支援をお願いいたします。